

岡津小学校いじめ防止基本方針

令和6年1月 改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

②基本理念

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

（いじめ防止対策推進法 第3条）

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①委員会の構成員

- ・常設開催…校長・副校長・教務主任・児童支援専任・各学年主任・養護教諭
- ・臨時開催…上記構成員に加え、当該学級・学年担任

※必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

②委員会の運営

- ・いじめ防止対策委員会を常設し、月1回（運営委員会と同日）定期的に開催する。
- ・いじめ認知（可能性も含む）の際は、直ちに臨時に開催する。
- ・責任者の校長は、学校として組織的に対応を決定する。
- ・児童支援専任は、主担当として会議の進行や会議録の作成・保管、進捗の管理を行う。

③委員会の活動内容

- ・いじめ問題に対して、中核となり組織的に取り組む。
- ・いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核になる。
- ・いじめの未然防止や早期発見のための環境づくりを行うとともに、活動を児童や保護者に周知する。
- ・重大事態が起こった場合は、中核となって調査を行うとともに直ちに教育委員会に報告する。
- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

- ・岡津っ子スタンダードの定着や授業のユニバーサルデザイン化
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」や「SOSの出し方教育プログラム」等の活用
- ・子ども会議等の取り組みを通じた主体的な人権教育、道徳教育の推進
- ・ネット犯罪防止教室等を通じた情報モラル教育の充実

②いじめの早期発見

- ・いじめを見逃さない教職員全体での情報収集と共有
- ・いじめ解決一斉キャンペーンやY-Pアセスメント、必要に応じた児童アンケートや教育相談の実施
- ・児童支援専任を窓口とした、保護者、地域、関係機関との連携

③いじめに対する措置

- ・『いじめ防止対策委員会』を中核とする組織的な対応
- ・当該児童及び保護者への支援、関係児童及び保護者への指導・支援
- ・警察署等関係機関や専門機関との連携

④いじめの解消

少なくとも次の要件が満たされている状態とする。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

⑤教職員等への研修

- ・教職員の能力を高める以下のような実践的な研修を行う。
- ・児童理解 … 児童心理や行為・行動の背後にある子ども同士の間関係把握
- ・法の確実な運用… 制度周知や関係諸機関理解、いじめ防止や対応における事例検討

⑥学校運営協議会等の活用

- ・「まちとともに歩む学校づくり懇話会」や「岡津中学校区 学校・家庭・地域連携事業」の場を活用し、保護者、地域といじめ問題に関する情報共有や連携、協働
- ・学校ホームページ、学校だより等でいじめの重大性や学校の基本方針についての広報

⑦取り組みの年間計画

月	取り組み内容	行事等
4月	・児童情報引継ぎ ・年間計画と重点指導内容等の確認	入学式、始業式 非行・ネット犯罪防止教室
5月	・中学校ブロック定例会①（小中連携） ・いじめ解決一斉キャンペーン（記名式アンケート）	保護者面談
6月	・まちとともに歩む懇談会 ・YPアセスメントや「SOSの出し方プログラム」実施（クラス）	
7月	・学校家庭地域連携事業 ・子ども会議（中学校ブロック）	
8月	・子ども会議（泉区）	
9月	・中学校ブロック定例会②（小中連携）	保護者面談
10月	・児童面談（あゆみ配付）	前期終業式・後期始業式
11月	・YPアセスメント（クラス）	
12月	・いじめ解決一斉キャンペーン（無記名アンケート）	人権週間 保護者面談
1月	・新入生引継ぎ（幼保小連携）	
2月	・中学校ブロック定例会③（小中連携）	入学説明会
3月	・年間の振り返り、新年度への引継ぎ	修了式

※ いじめ防止対策委員会（常設：月1、臨時：適宜）

4 重大事態への対処

①重大事態の定義

いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

（いじめ防止対策推進法 第28条第1項）

②重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて横浜市いじめ防止基本方針を含めて組織や取組等の見直しを行う。